

別記様式（第2条関係）

会議録（要旨）

会議名	庁議
開催日時	令和7年10月30日（木）午前8時58分～午前9時55分
開催場所	301会議室
出席者及び欠席者	<p>出席者：市長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務部危機管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者</p> <p>欠席者：副市長</p>
議題	<p>1 令和7年第4回市議会定例会提出議案について</p> <p>2 その他</p>
結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>議題1：提案のとおり提出議案として決定する。</p> <p>議題2：令和7年第4回市議会定例会の招集期日は12月2日（火）である。</p>
審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	<p>議題1 令和7年第4回市議会定例会提出議案について</p> <p>(1) 武蔵村山市組織条例の一部を改正する条例 (企画財政部長提出)</p> <p>社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題に対応するため、所掌事務を見直す必要があるので、本案を提出する。</p> <p>企画財政部の所掌事務の一部を協働推進部に移管するものである。</p> <p>また、企画財政部及び総務部の所掌事務の一部を変更するものである。</p> <p>施行期日については、令和8年4月1日からとする。</p> <p>(質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例改正の具体的な内容を教えていただきたい。 ● 秘書広報課広報広聴係で所管していた市民相談業務を協働推進部に移管するものである。消費生活相談と合わせて、一元化するものである。 <p>企画財政部の所掌事務の一部変更について、武蔵村山市組織条例第2条、企画財政部の項第5号「情報化の推進及び情報処理に関すること。」を「デジタル化の推進及び情報システムに関すること。」に改める。</p> <p>総務部の所掌事務の一部変更について、新たに危機管理に関することを加える。災害対策だけでなく、感染症や大規模な事故等も含め総合的な危機管理体制を強化するものであ</p>

る。また、防災安全課を危機管理課へ課名変更する。

(結論)

提出議案として決定する。

(2) 武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(企画財政部長提出)

申請時の添付書類の省略による市民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例で定める独自利用事務の範囲に次の事務を追加するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、武蔵村山市実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付に関する事務である。

2点目は、武蔵村山市認可外保育施設利用支援事業補助金の交付に関する事務である。

3点目は、武蔵村山市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付に関する事務である。

個人番号及び特定個人情報を利用することができる事務として、武蔵村山市実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付に関する事務、武蔵村山市認可外保育施設利用支援事業補助金の交付に関する事務及び武蔵村山市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付に関する事務を別表第1及び別表第2に追加するものである。

また、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について、番号利用法第9条第1項に「準法定事務」として規定されたことに伴い、条例別表第1及び別表第2への規定が不要となったことから削除するものである。

三つの事務については、これまで、転入保護者へ課税証明書を要求していたが、別表第1及び別表第2に追加することで提出不要になるとのことである。

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、市の条例に規定していたが、法律に規定されたため、条例に規定しておく必要がなくなったため、削除する。

施行期日については、公布の日からとする。

(結論)

提出議案として決定する。

	<p>(3) 武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (企画財政部長提出)</p> <p>公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。</p> <p>武蔵村山市議会議員選挙及び武蔵村山市長選挙において、候補者の選挙運動用ビラ作成及びポスター作成に係る公費負担の限度額について、近年の物価の変動を踏まえた引き上げを行うため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>ビラ作成は、現行の7円73銭から単価8円38銭に引き上げる。</p> <p>ポスター作成は、現行の541円31銭から単価586円38銭に引き上げる。</p> <p>都条例も改正を行っており、市もそれに準じて改正する。</p> <p>施行期日については、公布の日からとする。</p> <p>(結論)</p> <p>提出議案として決定する。</p>
	<p>(4) 武蔵村山市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (総務部長提出)</p> <p>議会議員の報酬の額及び期末手当の支給割合を改定する必要があるので、本案を提出する。</p> <p>1点目は、令和8年1月以降の報酬の額について、武蔵村山市特別職報酬等審議会の答申のとおり、引上げを行うものである。</p> <p>議長については、550,000円、副議長については、503,000円、常任理事長及び議会運営委員長については、490,000円、議員については、480,000円に引上げを行う。</p> <p>2点目は、12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げて、100分の247.5（年間100分の490）とするものである。</p> <p>3点目は、令和8年度以降の期末手当の支給割合を、6月期及び12月期が均等になるよう改めるものである（各100分の245）。</p> <p>施行期日について、1点目は、令和8年1月1日からとする。</p> <p>2点目は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。</p> <p>3点目は、令和8年4月1日からとする。</p>

(結論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長提出)

常勤の特別職の職員の給料の額及び期末手当の支給割合を改定する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、令和8年1月以降の給料の額について、武蔵村山市特別職報酬等審議会の答申のとおり、引上げを行うものである。

市長については、920,000円、副市長については、800,000円、教育長については、750,000円に引上げを行う。

2点目は、12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げて、100分の247.5（年間100分の490）とするものである。

3点目は、令和8年度以降の期末手当の支給割合を、6月期及び12月期が均等になるよう改めるものである（各100分の245）。

施行期日について、1点目は、令和8年1月1日からとする。

2点目は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

3点目は、令和8年4月1日からとする。

(質疑)

○ 市長の給料引上げについて、現在、多摩26市で比較した場合、どれくらいの高さなのか。

● 多摩26市で26番目である。今回の引上げで、他自治体が引上げを行わない場合、19番目である。

(結論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長提出)

一般職の職員の給料の額及び期末・勤勉手当の支給割合を改定する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、行政職給料表について、東京都に準拠する形で、職級によりメリハリをつけた上で全級全号給について引き上げるものである。

2点目は、期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ100分の2.

5 ずつ引き上げるものである。

3 点目は令和 8 年度以降の期末・勤勉手当の支給割合を 6 月期及び 12 月期が均等になるようそれぞれ改めるものである。

施行期日については、1 点目は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

2 点目は、公布の日から施行し、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

3 点目は、令和 8 年 4 月 1 日からとする。

なお、上記内容については、職員組合と今後、協議する。

また、職員の給与改定は、東京都人事委員会の勧告に準じて実施しており、主な勧告内容は次のとおりである。

1 点目は、公民較差（13, 580 円、3.24%）解消のため、給料表を職級によりメリハリをつけた上で全級全号給引上げ改定を行う。

2 点目は人材確保の観点から、初任給を大幅に引き上げるなど、若年層に重点を置く。

3 点目は、管理職について、全体の平均改定率を上回る重点的な引上げ、監督職も職責に応じた処遇の強化による引上げ改定を行う。

4 点目は、特別給（賞与）は年間支給月数を 0.05 月分（4.8 月から 4.9 月へ）引き上げる。

（結論）

提出議案として決定する。

（7）武蔵村山市地域運動場等設置条例の一部を改正する条例

（環境部長提出）

シドメ久保第二運動広場を廃止する必要があるので、本案を提出する。

別表の 2 のシドメ久保第二運動広場の項を削るものである。

施行期日については、令和 8 年 1 月 1 日からとする。

なお、地権者の死亡により相続人から土地の返還の申出があり、原状復旧後、令和 8 年 3 月末までに返還するものである。

（質疑）

○ 1 月 1 日で運動広場を廃止、3 月に返還ということは、2 か月で工事を行うのか。

● そのとおりである。12 月中に契約を進めて、1 月に工事を開始、3 月末までに返還する。

（結論）

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長提出)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による児童福祉法の一部改正に伴い、同法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待の対象に保育所等が追加されるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、入園児虐待の対象に幼保連携型認定こども園及び幼稚園が追加されること等から、これらを引用する規定を改めるものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(結論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長提出)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるとともに、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の追加についてである。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されたことから、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を踏まえ、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるものである。

2点目は、家庭的保育事業者等が健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合の追加についてである。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、1歳6か月健診、3歳児健診等の乳幼児健康診査等を受診した場合には、家庭的保育事業者等は、当該健康診

査の結果を把握することにより、その行うべき健康診断の全部又は一部を行わないことができることを定めるものである。

3点目は、虐待対応の強化の規定整備についてである。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による児童福祉法の一部改正に伴い、同法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待の対象に家庭的保育事業者等が追加されること等から、同条を引用する規定を改めるものである。

施行期日について、1点目は、令和8年4月1日からとする。

2点目及び3点目は、公布の日からとする。

（結論）

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（子ども家庭部長提出）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による児童福祉法の一部改正に伴い、同法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待の対象に児童館が追加されること等から、同条を引用する規定を改めるものである。

施行期日については、公布の日からとする。

（結論）

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市児童遊園条例の一部を改正する条例

（環境部長提出）

児童の健全な遊びの用に供する施設の充実を図るため、新たに大南一丁目西児童遊園を設置する必要があるので、本案を提出する。

別表に「大南一丁目西児童遊園　武蔵村山市大南一丁目5番地の5」を加えるものである。

施行期日については、公布の日からとする。

なお、大南一丁目西児童遊園の設置は、都市計画法第29条第1項の規定に基づき許可を受けた開発行為に伴う土地の無償譲渡によるものである。

（結論）

提出議案として決定する。

- (12) 令和7年度武藏村山市一般会計補正予算（第5号）
(企画財政部長提出)
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。
補正予算額は、10億6,273万5千円であり、補正後歳入歳出総額は、377億3,954万5千円である。
歳入概要としては、障害者自立支援給付費負担金や生活保護費負担金、財政調整基金繰入金等である。
歳出概要としては、職員人件費や国都支出金過年度返還金、自立支援給付経費等である。
(結論)
提出議案として決定する。
- (13) 令和7年度武藏村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
(市民部長提出)
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。
補正予算額は、1億4,870万6千円であり、補正後歳入歳出総額は、75億7,866万3千円である。
歳入概要としては、決算の確定に伴う前年度繰越金の増である。
歳出概要としては、決算の確定に伴う保険給付費等交付金過年度分返還金の増である。
(結論)
提出議案として決定する。
- (14) 令和7年度武藏村山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
(高齢・障害担当部長提出)
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。
補正予算額は、5,716万2千円であり、補正後歳入歳出総額64億1,841万4千円である。
歳入概要としては、介護保険料、介護給付費負担金等の増である。
歳出概要としては、保険給付費及び地域支援事業の増である。
(結論)
提出議案として決定する。
- (15) 令和7年度武藏村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補

正予算（第1号）

（都市整備部長提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は、5,006万2千円であり、補正後歳入歳出総額は、12億8,667万7千円である。

歳入概要としては、国庫補助金の減、都補助金の減、一般会計繰入金の減、繰越金の増である。

歳出概要としては、都市核地区土地区画整理事業経費の増である。

（結論）

提出議案として決定する。

（16）令和7年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

（市民部長提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は、806万4千円であり、補正後歳入歳出総額は、21億5,786万6千円である。

歳入概要としては、葬祭事業受託金、消費税還付金の増である。

歳出概要としては、葬祭費経費、償還金及び還付加算金の増である。

（結論）

提出議案として決定する。

（17）令和7年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第3号）

（建設管理担当部長提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

資本的収入は、補正予算額△4,042万5千円であり、補正後予算額24億3,668万5千円である。

歳入概要としては、建設改良費の工事請負費の減に伴う公共下水道債等の減である。

資本的支出は、補正予算額△4,036万9千円であり、補正後予算額27億247万1千円である。

歳出概要としては、建設改良費の工事請負費の減である。

（結論）

提出議案として決定する。

	<p>(18) 武蔵村山市立のぞみ福祉園の指定管理者の指定について (高齢・障害担当部長提出)</p> <p>武蔵村山市立のぞみ福祉園の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出する。</p> <p>公の施設の名称は、武蔵村山市立のぞみ福祉園、所在地は、武蔵村山市本町五丁目22番地の1である。</p> <p>指定管理者の名称は、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、所在地は、武蔵村山市学園四丁目5番地の1、代表者氏名は、会長、大谷恵美子である。</p> <p>指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までである。</p> <p>(結論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>(19) 市道路線の認定について (建設管理担当部長提出)</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、路線を認定するので、同条第2項の規定により、本案を提出する。</p> <p>開発行為に伴う寄付の申出があり、市道路線として認定するものである。</p> <p>1点目の路線名は一般市道B第197号線である。起点は武蔵村山市大南一丁目5番地先であり、終点は武蔵村山市大南一丁目5番地先である。幅員は6.00m、延長は125.59mである。</p> <p>2点目の路線名は一般市道B第198号線である。起点は武蔵村山市大南一丁目5番地先であり、終点は武蔵村山市大南一丁目5番地先である。幅員は5.00m、延長は82.00mである。</p> <p>(結論)</p> <p>提出議案として決定する。</p>
【追加予定】	
	<p>(1) 温泉施設設備等改修工事の請負契約の一部変更について (総務部長提出)</p> <p>温泉施設設備等改修工事の工事内容を変更する必要があるので、本案を提出する。</p> <p>温泉施設設備等改修工事について、給水関連機器等の改修工事を追加し、契約金額及び工期限を変更するものである。</p> <p>なお、予算額や工期限等は現在精査中である。</p> <p>(結論)</p>

	提出議案として決定する。
	議題2 その他 令和7年第4回市議会定例会の招集期日は12月2日（火）である。

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：）
------------------	---

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：373）
-------	---------------------

（日本産業規格A列4番）